

岩手県告示第410号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成21年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名	診療科名	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
藤社 勉	外科	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害	大船渡市	平成21年3月19日
藤原 隆雄	消化器科	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害	花巻市	〃
紺野 広	脳神経外科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害	花巻市	〃
相馬 芳則	内科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害	花巻市	〃
阿部 守雄	内科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害	釜石市	〃
那須 崇志	泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害	釜石市	〃
北條 昌芳	眼科	視覚障害	奥州市	〃
梅村 崇	耳鼻咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	奥州市	〃
石川 清	内科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害	和賀郡西 和賀町	〃